

### 3. その他の対応について

## (1) 地域区分の見直しについて

### 【概要】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しが行われ、平成27年度から完全施行となる。完全施行までの間(平成24年度から平成26年度まで)は、激変緩和のための経過措置を設けている。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 地域区分が変更となる事業所については、事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となる。そのため、都道府県においては「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える

#### II 単位数単価

- 平成25年度の地域区分に対応した単位数単価を設定する必要がある。  
※支払等システム及び簡易入力システムは、今回のリリースで対応予定。
- 事業所においては、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。

## (2)新体系定着支援事業の終了について

### 【概要】

平成24年4月に創設された新体系定着支援事業について、平成25年3月で終了となる。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースの新体系定着支援事業を管理する項目について、異動年月日の年月が平成25年4月以降は設定不要となるため、平成25年4月以降の「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」を国保連合会へ登録する場合は留意する必要がある。

※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える。

#### II その他

- 特別対策費の精算時期は、平成25年12月支払分(11月請求分)までとしているので、必要な措置をお願いしたい。(参考2参照。)

### (3) 報酬の算定要件の点検追加について

#### 【概要】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、各種加算を追加しているが、加算等にかかる事業所からの届出項目について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の内容との整合性を図るため、事業所情報に加算を管理する項目の追加及び変更を行う。

#### <追加する項目>

- 延長支援加算の有無
- 移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無
- 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無
- 宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無

#### <変更する項目>

- 福祉専門職員配置等加算の有無に、「3:Ⅰ」「4:Ⅱ」の区分を追加(障害児施設情報も同様)

#### 【システムへの影響・対応】

##### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースに項目を追加する。
- 都道府県において「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し、適宜必要な対応をお願いしたい。
- 国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。  
※障害児支援の場合、「事業所異動／訂正連絡票情報」は「障害児施設異動／訂正連絡票情報」に置き換える。

## II 点検関係

- サービス提供年月が平成25年4月以降の事業所からの請求に対して、加算の算定要件に関する点検を実施する。
- 以下のエラーコードを追加し、「警告」とする。
  - ・PB28: ※受付: 福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません
  - ・PB29: ※受付: 延長支援加算の算定要件を満たしていません
  - ・PB30: ※受付: 移行準備支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB31: ※受付: 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB32: ※受付: 夜間支援体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません
  - ・PB33: ※受付: 夜間防災緊急時支援体制加算Ⅱの算定要件を満たしていません
  - ・PJ62: ※受付: 福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません
  - ・PU16: ※受付: 移行準備支援体制加算(Ⅰ)対象外の事業所です
  - ・PU17: ※受付: 移行準備支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PU18: ※受付: 夜間支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PU19: ※受付: 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です
  - ・PP63: ※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致
  - ・PP64: ※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致

## (4) 一体型指定共同生活介護事業所等に併設する短期入所の 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算について

### 【概要】

一体型指定共同生活介護事業所、または一体型指定共同生活援助事業所(以下、「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)において、平成24年4月以降、短期入所サービスを実施しており、かつ福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の算定要件を満たしている場合、受給者の障害程度区分に応じ、1つの事業所で異なる加算率が適用される。

(参考)一体型指定共同生活介護事業所等で、短期入所サービスを提供した場合の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の加算率

	算定内容	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
障害程度区分が「区分2」以上	「指定共同生活介護事業所において行った場合」の加算率	3.0%	1.0%
障害程度区分が「区分1」以下	「指定共同生活援助事業所において行った場合」の加算率	6.9%	2.3%

### 【システムへの影響・対応】

#### I 台帳関係

- 「事業所異動／訂正連絡票情報(サービス情報)」のインタフェースに「主たる事業所サービス種類コード2」を追加する。
- 短期入所サービスを提供する一体型指定共同生活介護事業所等について、都道府県において「事業所異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県において、インタフェース仕様書等を参照し適宜必要な対応をお願いしたい。
- 都道府県は、国保連合会において的確に点検処理がなされるよう、「事業所異動／訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

## (5) 障害児通所支援における異なる単位数単価での請求について

### 【概要】

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所と重症心身障害児を受け入れる事業所では、一単位の単価が異なる。

同一事業所で同一月に同一受給者に対して、上記の両方でサービスを提供した場合、異なる単位数単価での請求ができるように変更する。

### 【システムへの影響・対応】

#### I 請求明細書の記載方法

- 明細書情報(集計情報レコード)の集計欄分類番号にコードを追加する。

#### II その他

- 上記に該当する事業所において、異なる単位数単価での集計情報を作成するためには、簡易入力システムの更新が必要となるため、インストール等の作業が発生する。